

訪問介護 重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0865-75-0590

担当 木山 聖次

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. きやまヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	きやまヘルパーステーション
所在地	岡山県笠岡市山口2905番地
介護保険指定番号	3370501045
サービスを提供する地域	笠岡市（諸島は要相談）、浅口市、里庄町、井原市、矢掛町、倉敷市玉島

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名以上		1名以上（管理者1名含む）
従事者	介護福祉士 ヘルパー2級等	1名以上 1名以上	1名以上	3名以上 （サービス提供責任者含む）

(3) 営業時間帯

営業日	原則月曜日から金曜日 （祝日及び、12月31日（午後）から1月3日は除く）
営業時間	午前8時から午後4時30分
サービス提供	営業時間外及び、年末年始休み期間においても必要に応じて対応します。

3. サービス内容

(1) 身体介助

- ・食事介助 食事介助、配膳、下膳
- ・入浴介助 全身浴、部分浴、洗髪
- ・排泄介助 トイレへの誘導、尿便器介助、おむつ交換
- ・清拭 全身清拭、部分清拭
- ・体位変換 左右変換

(2) 生活援助

- ・買い物 食材、日用品
- ・調理 普通食、病人食、後片付け
- ・掃除 ベッドメーカーキング、部屋・トイレ・浴槽の掃除
- ・洗濯 シーツ・衣類等の洗濯、取り入れ収納

(3) 通院等のための乗車又は降車の介助

4. 介護保険給付対象サービスの利用料金

(1) 訪問介護利用料

【料金表 -基本料金（昼間）-】

	時間	単位数	費用額	利用者負担額(1割)
身体介護	20分未満	163	1,630円	163円
	20分以上30分未満	244	2,440円	244円
	30分以上1時間未満	387	3,870円	387円
	1時間以上、1時間半未満	567	5,670円	567円
	1時間半以上、30分増す毎	82	820円	82円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,790円	179円
	45分以上	220	2,200円	220円
身体介護に 継続で生活援助	20分以上45分未満	+ (65)	650円	+ 65円
	45分以上70分未満	+ (65) × 2	1,300円	+ 130円
	70分以上	+ (67) × 3	1,950円	+ 195円
通院等乗降介助（片道あたり）		97	970円	97円

※利用者の介護負担割合が2割の場合は、1割負担の倍となる。

※その他は、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

【その他加算】

	費用額（10割）	利用者負担額（1割）
初回加算 （新規又は所定の要件を満たした場合）	2,000円	200円
介護職員等処遇改善加算（加算Ⅱ）	※介護保険給付対象サービス自己負担額（上記の総月額）の22.4%	

※基本料金に対して、早朝（6～8時）・夜間（18～22時）は25%加算、深夜（22～6時）は50%加算になります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の訪問介護計画（ケアプラン）に定められた所要の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分、2倍の料金となります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 交通費

前述2. の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

営業地域外の利用者に関しては別途、交通費を頂きます。

（交通費 10 kmまで無料、10 kmを超え 5 km毎に 500 円）

(3) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用はお客様のご負担となります。

② 料金のお支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、請求から5日以内にお支払いください。

お支払い頂きますと領収証を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金のいずれかをご契約の際にお申し出ください。

5. 当社の訪問介護サービスの特徴

(1) 運営方針

(事業の目的)

株式会社きやまヘルパーステーションが行う指定訪問介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- ① 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護、移動・移乗介助、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の有無	有	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	有	外部研修への参加及び自社内での研修を実施しています。

6. 緊急時の対応方法

- (1) サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名・連絡先	
ご家族	ご家族氏名・連絡先	

7. サービス内容に関する苦情

- (1) 当社お客様相談・苦情担当

担当：木山 聖次

電話 月～金 8:00～16:30

- (2) 苦情受付窓口

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

笠岡市長寿支援課	電話：0865-69-2139	月～金：8:30～17:15
浅口市高齢者支援課	電話：0865-44-7113	月～金：8:30～17:15
浅口郡里庄町役場 健康福祉課	電話：0865-64-7232	月～金：8:30～17:15
井原市介護保険係	電話：0866-62-9519	月～金：8:30～17:15
矢掛町役場 福祉介護課	電話：0866-82-1026	月～金：8:30～17:15
岡山県国民健康保険団体連合会	電話：086-223-8811	月～金：8:30～17:00
倉敷市介護保険課	電話：086-426-3343	月～金：8:30～17:15

8. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社きやまヘルパーステーション
代表者役職・氏名	代表取締役 木山 聖次
会社所在地	岡山県笠岡市山口2905番地
電話番号	0865-75-0590
営業所数等	訪問介護 1カ所

9. 個人情報保護

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

10. 事故対策

(1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(2) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(3) 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

11. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

訪問介護の提供にあたり、ご利用者に対して契約書及び重要事項説明書に基づいて説明しました。

事業者 所在地 岡山県笠岡市山口 2905 番地
名称 株式会社きやまヘルパーステーション
代表取締役 木山 聖次
説明者 株式会社きやまヘルパーステーション
氏名 ()

私は事業者から訪問介護について、契約書及び重要事項説明書により説明を受けました。

なお、貴訪問介護事業所において下記の目的のため、私及び家族の個人情報を使用することに同意します。

【介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当該事業者等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ―当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の連携（サービス担当者会議等）、照会への対応
 - ―その他の業務委託
 - ―家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - ―介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

令和 年 月 日

(ご利用者)

住所

お名前

(ご家族・代理人)

住所

お名前

続柄
